

坂田地区 人・農地プラン

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
須坂市	坂田地区（坂田地区）	令和2年10月1日	令和2年10月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	37.9 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	30.8 h a
③地区内における65才以上の農業者で後継者が不明な農業者の耕作面積の合計	25.5 h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.3 h a
（備考）	

注1：③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」

欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

坂田地区の農家は副業あるいは定年後、農業に携わっており、専業農家が少なく、担い手が少ないのが現状である。5年後、10年後は現状維持すら難しい。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

平均所有面積が少なく、多くの人間が農地の耕作に携わっている。大部分を占める兼業農家に加え、定年退職者、退職予定者等を巻き込みながら担い手を確保していくとともに、農地の遊休化を防ぎながら、中心的経営体へ集約していく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成すること

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、36筆、2.5ヘクタールとなっている。

基盤整備への取組方針

水田は区画整理されているため、畑地について、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討していく。

新規・特産化作物の導入方針

当地域はブドウ、リンゴ栽培が盛んであることから、田、遊休農地などはブドウ・リンゴへ転換していく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣害防止の電気柵の維持管理を適正に行い、鳥獣害防止に努める。放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。